

# 憲法と法の支配

---

パルシシステム東京 2024年 2月3日

# 何故、法に従うのか

---

人がどう行動するか、どう生きるかは、自分で判断するのが原則

自分で判断しない方がよいこともある⇒ なぜ天気予報の言う通りに傘を持って外出するのか？ なぜピアノの先生の教える通りにピアノを弾くのか？

法に従うのも同じ⇒ 法に従った方が、本来自分がすべき行動をより良くとることができるから

(1)法を作る人々が、一般市民よりすぐれた知識を持っている

(2)何でも良いから、何かに決まっていることが大事な問題がある(調整問題)

法は、自分で考えないですますための、便利な道具。でも道具にすぎない

# 法に従うことができるためには?

---

法に従うことが可能であるには、法がいくつかの特性を備えている必要がある

- (1) 不可能なことを要求しない
- (2) 法が公開されている
- (3) 法が明確
- (4) 法が一般的に規定されている
- (5) 法が安定している
- (6) 法が相互に矛盾しない
- (7) 事後法(遡及法)ではない

# 法の支配のいくつかの意味

---

希薄な意味の「法の支配」⇒ 法に従うことができるために、法が備えているべき特質を総称して「法の支配」と呼ぶ。以下で説明するのは、この意味の「法の支配」。権力行使の予測可能性を増し、自律的な生き方を可能とする

濃厚な意味の「法の支配」⇒ 人権の保障、民主主義、平和主義など、善いことは何でも含む意味⇒ 善いことは何であれ法の支配であれば、法の支配をことさらに議論する意味はなくなる

希薄な意味の「法の支配」は、法が法として役立つための必要条件⇒ それを備えているからと言って、中身が良い法だとは限らない。過酷な税を取り立てる法や露骨な性差別をする法も、法として役立つには、「法の支配」の要求する特質を備えている必要がある

# 日本国憲法と法の支配

---

14条[平等原則]、31条[法定手続の保障]、39条[遡及処罰の禁止]、76条③[法にもとづく裁判]、99条[公務員の憲法遵守義務]等

憲法に書いてあるから、法の支配が大切だというわけではない。法の支配が大切だからこそ、憲法にもそれに対応する条文がある

憲法の中には、法の支配の要請にこたえていない条文も含まれている⇒ 典型は基本権条項、具体的に何をしてよいか、何をすべきでないのか、条文を読んだだけでは分からない

基本権条項は、法の定めがおかしい場合は、法に従う必要がないこと、自分で判断すべきことを思い出させてくれる。それが基本権条項の役割

# 法の支配の限界

---

希薄な意味での「法の支配」を100パーセント、完全に実現することは不可能だし、それは必ずしも望ましくない

具体的な状況は千差万別⇒ 一般的、一律に答えを与えることが望ましくないことはある⇒ プラトン「法律はどこかの強情で愚鈍な人間にそっくり」、モンテスキュー「千里眼でもあり盲目でもある法律が、厳格にすぎること場合によっては起こり得る」

本当は具体的な状況に即して最も適切な解決をその場限りで与えることが最適だが、世の中にはそこまですぐれた能力を備えた支配者(裁判官)はそうはいない。むしろ与えられた権限を濫用する支配者が多い⇒ 次善の策として「法の支配」を要求し、権力をコントロールしている

# 法の解釈が求められるとき

---

法が十分に明確ではない、相互に矛盾する、法の文言の与える解決が良識に反する等、法が便利な道具として役立たない場合⇒ 法を解釈する必要がある

法はつねに解釈されるべきものではない。解釈なしで道具として役立つのが本来の法の姿

いろいろな人がそれぞれ解釈しているのでは、問題は解決しない⇒ 有権解釈が求められる(解釈が一つに定まる必要がある)

基本権については、最高裁判所の判例が有権解釈となる

憲法9条については、内閣法制局が与えるのが有権解釈(だった)

一旦示された有権解釈は、十分な理由がない限り、変更すべきものではない

# 憲法9条の解釈変更

---

2014年7月、安倍政権は閣議決定で9条の解釈を変更した

従来は、個別的自衛権(日本が直接武力攻撃を受けた場合にのみ、実力を行使して対処できる)のみが行使できるとしていたが、集団的自衛権も一部行使し得るとした

解釈変更の理由が不明⇒ そのため、どの範囲で集団的自衛権が行使し得るかも不明

2023年12月5日の仙台高裁判決⇒ 解釈変更の結果が憲法9条1項の下で許される武力の行使の限界を超えると解する余地はあるが、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使は、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況が、客観的、合理的に判断して認められる場合に限られるという厳格かつ限定的な解釈の下に運用されるのであれば、変更後の解釈の下での集団的自衛権の行使の違憲性が明白であると断定することまではできない



# 解釈変更の問題点は解消されたのか？

---

2014年の解釈変更がもたらした問題点—論理的整合性の欠如と、それに伴う法の不確定性—は、仙台高裁の提示した厳格解釈によって解消されたのか？

他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使は、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況が、客観的、合理的に判断して認められる場合に限り、という厳格かつ限定的な解釈の下に運用されるのであれば

そもそもの論理的整合性の欠如とそれに伴う法の不確定性のために、どのような状況が、そうした場合に該当するのかが分からないのではないか。

# 緊急事態条項の新設

---

憲法54条① 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

40日以内に総選挙ができなかったときは、どうするのか？ 参議院の緊急集会で対処できるのは、40日+30日=70日以内に限られるのではないか？⇒ 大規模災害などの緊急時には、衆議院を復活させ、国会の任期を延長すべきか？

# 憲法54条の存在理由

---

古来、議会を解散したまま、選挙をしない。選挙をしても、新たな議会を召集しようとしなくて、そのまま居座る政府は少なくなかった⇒ そこで40日、30日という期限を区切っている(どうしても40日、30日でなければならないわけではない)

それなのに、大規模災害などを口実にして、国会議員と政府に居座りを許すのは、本末転倒

たとえ大規模災害が起きても、可能な選挙区から選挙を実施すれば良いだけの話。40日を過ぎて選挙をしても、裁判所がその選挙を無効とするはずはない⇒ そんなことをすれば、いつまで経っても、有効な選挙はあり得ない⇒ 衆議院自体が存在し得なくなる

法の支配を自己目的化してはいけない